

漁業関係法令等の違反に対する知事の処分基準等（海面）

漁業法（昭和24年法律第267号。以下「法」という。）又は漁業の許可及び取締り等に関する省令（昭和38年農林省令第5号。以下「許可省令」という。）及び山形県漁業調整規則（令和2年県規則第66号。以下「規則」という。）の規定に基づき知事が行う次の①から③までに掲げる処分に関する処分基準、処分内容等については、法、許可省令及び規則の定めによるほか、以下のとおりとする。なお、適用範囲は海面のみとする。

- ① 規則第23条第2項の規定に基づき許可又は起業の認可を変更し、取り消し、又はその効力の停止を命ずる処分
- ② 法第131条第1項の規定に基づき停泊を命じ、又は漁具等の使用の禁止若しくは陸揚げを命ずる処分
- ③ 規則第47条第1項の規定に基づき船長等の乗組みを制限し、又は禁止する処分

第1 許可等の変更、取消又は効力停止処分（規則第23条第2項関係）

1 許可等の変更処分について

知事による漁業の許可又は起業の認可（以下「許可等」という。）を受けた者が、法、許可省令又は規則の規定（罰則に係るものに限る。以下「漁業関係法令」という。）に違反する行為（以下「漁業関係法令違反行為」という。）をした日から過去5年以内に、漁業関係法令違反行為に係る知事の処分を少なくとも2回受けていた場合には、知事は期間を定め、許可の内容の変更を命ずることとする。

2 許可等の取消処分について

許可等を受けた者が漁業関係法令に違反し、かつ、次の①②のいずれかに該当する場合には、知事は当該許可等の取消しを命ずることとする。

- ① 漁業監督公務員に対し、暴行又は脅迫行為等、悪質な抵抗をした場合
- ② 当該漁業関係法令違反行為をした日から過去5年以内に漁業関係法令違反行為に係る知事の処分を少なくとも3回受けていた場合であって、かつ当該漁業関係法令違反行為が知事の処分を受ける行為に相当するものである場合

3 許可等の効力停止処分について

許可等を受けた者が漁業関係法令違反行為をした場合には、知事は第2に規定する停泊処分と併せて、当該停泊処分の期間中、当該許可等の効力の停止を命ずることができる。

第2 停泊処分又は漁具等の使用禁止処分若しくは陸揚げ処分（法第131条第1項関係）

1 停泊処分について

漁業者その他水産動植物を採捕し、又は養殖する者（以下第2において「漁業者等」という。）が、漁業に関する法令の規定又はこれらの規定に基づく処分に違反する行為（以下「法令等違反行為」という。）をした場合には、知事は、次の（1）から（4）までに定めるところに従い、停泊を命ずることができる。

(1) 適用の範囲

- ①知事許可漁業を営む者が知事許可漁業に関する法令等違反行為をした場合若しくは禁止漁業（法第119条第1項の規定により禁止されている漁業（規則第33条））を営んだ者の場合
- ②上記①以外の場合の漁業者その他水産動植物を採捕し、又は養殖する者が、船舶を使用して法令等違反行為をした場合

(2) 「使用する船舶」

漁業者等が、当該法令等違反行為に使用した船舶（当該船舶の代船を含む。）その他の当該処分を命ずることが適当と認められる当該漁業者等が使用する船舶とする。

(3) 「停泊港」

停泊港は、原則として当該船舶の根拠地又は最寄りの港とする。

（停泊処分の履行の確認が可能な港であって、当該処分の期間中、当該漁業者等が当該処分の対象船舶を管理することができる港とする。）

(4) 「停泊期間」

①処分の実施時期

停泊処分は、当該法令等違反行為の事実の確認及び手続期間終了後速やかに行うものとし、当該法令等違反行為に係る漁業種類における法令上の操業禁止期間その他一般的に休漁期間とみなされる期間以外の時期に実施するものとする。

ただし、当該漁業者等に対して、停泊処分の開始日を延期する特段の必要があると認められる場合には、必要最低限の範囲で開始日を延期するものとする。

②処分の日数

停泊処分の日数は、次の（ア）又は（イ）に定めるところにより算出するものとする。

ア 基礎となる処分の日数等

当該法令等違反行為が1の場合には40日以内とし、原則として開始日から終了日まで連続して行うものとする。ただし悪質な違反の場合又は情状が認められる場合には、処分の加重及び軽減を行うことがある。

処分の始期は開始日の午前9時とし、終期は終了日の午後5時とする。

イ 併合犯に対する処分

同時に2以上の法令等違反行為をした場合又は一の行為が2以上の法令等違反行為に該当する場合

- ・2以上の法令等違反行為をした場合には、その最も重い処分日数に、他の法令等違反行為に係る処分日数を合計した日数の2分の1に相当する処分日数（1日未満の端数は切り捨てる）を加算した日数の範囲内で、40日を限度として処分を行う。
- ・一の行為が2以上の法令等違反行為となる場合には、その最も重い処分日数により処分を行う。

2 漁具等の使用禁止処分又は陸揚げ処分

漁業者等が、法令等違反行為のうち、下記に掲げる場合には、知事は使用した漁具その他水産動植物の採捕若しくは養殖の用に供される物（以下「漁具等」という。）について、次の（1）から（4）までに定めるところに従い、使用禁止処分又は陸揚げを命ずることとする。

無許可操業（法第57条第1項の規定に違反して知事許可漁業を営むことをいう。以

下同じ。)又は使用が禁止されている漁具等を使用し、かつ、当該法令等違反行為をした日から過去5年以内に同様の法令等違反行為により知事の処分を受けていた場合

(1) 処分の対象となる漁具等

現に当該法令等違反行為に使用した漁具等だけではなく、当該漁具等に付随するもの及びこれと同様の機能を有するものも含むものとする。

(2) 陸揚げを行う場所

陸揚げ処分の履行の確認が可能な場所であって、当該処分の期間中、当該処分を受けた者が当該処分の対象の漁具等を管理することができる場所とする。

(3) 処分の実施時期

無許可操業をしたこと又は禁止漁具等を使用したことによる漁具等の使用禁止処分又は陸揚げ処分にあつては、第2の1(4)①に規定する停泊を命じた時期以外の時期とする。

(4) 処分の実施期間

無許可操業をしたこと又は禁止されている漁具等を使用したことによる漁具等の使用禁止処分又は陸揚げ処分にあつては1年以内の期間とする。

第3 船長等の乗組み禁止処分(規則第47条第1項関係)

許可等を受けた者が、法令等違反行為をした日から過去5年以内に知事の処分を少なくとも2回受けていた場合には、知事は当該法令等違反行為をした者が使用する船舶の船長、船長の職務を行う者又は操業を指揮する者に対し、次の(1)から(3)までに定めるところに従いこれらの者の当該法令等違反行為に係る船舶への乗組みを制限し、又は禁止するものとする。

(1) 処分の対象者

操業を指揮する者を処分することとし、当該者に対し処分を行うことができなかつた場合には船舶の船長又は船長の職務を行う者を処分することとする。

(2) 処分の実施時期

第2の1(4)①「処分の実施時期」の規定を準用する。

(3) 処分の日数

第2の1(4)②「処分の日数」の規定を準用する。

第4 情状が認められる場合又は軽微なものと認められる場合の対応

当該法令等違反行為が不可抗力によるものであること等情状が認められる場合又は軽微なものと認められる場合には、知事は、当該処分を減輕し、又は当該処分をせず警告に留めることができる。

また、規則第23条第1項の規定に基づき適格性を喪失した者の許可を取り消した場合であつて、かつ、本処分基準等に基づく処分の必要性が認められない場合には、知事は処分を行わないことができる。

第5 不利益処分をしようとする場合の手続

不利益処分をしようとする場合には、行政手続法(平成5年法律第88号)及び山形県聴

聞の手續に関する規則（平成6年県規則第66号）の規定に基づき、手續きを行うものとする。ただし、法により行政手續法の手續きの区分にかかわらない処分についての規定があるものについては、法に規定する手續による。

第6 不利益処分の公表

不利益処分を行った場合は、その事実を公表することがある。

第7 関係機関への連絡

不利益処分を行った場合は、必要に応じ、その処分内容について、関係機関へ連絡する。

附則

（施行期日）

この基準は、令和3年2月18日から施行する。

（山形県海面漁業調整規則に基づく処分に係る基準（海面）の廃止）

山形県海面漁業調整規則に基づく処分に係る基準（海面）（平成25年3月28日）は廃止する。

（経過措置）

この処分基準の施行の日前にした法令等違反行為に対する基準の適用については、なお従前の例による。